

吸収合併に関する事後開示書面

2024年7月1日

株式会社ユニリタ

2024年7月1日
東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社ユニタ
代表取締役社長 北野 裕行

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

当社は、2024年2月26日付で株式会社ビーティスとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年7月1日を効力発行日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ビーティスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

株式会社ビーティスは、当社の100%子会社であったため、吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求はありません。

(2) 新株予約権買取請求の手続の経過

株式会社ビーティスは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述の手続の経過

株式会社ビーティスは、2024年5月13日付の官報にて本合併に対する異議申述に関する公告及び同日付での債権者に対する催告書送付を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいません。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

本合併は、簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 債権者の異議申述の手続の経過

当社は、2024年5月13日付の官報及び同日付の電子公告にて本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいません。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、株式会社ビーティスからその資産、負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。
5. 吸収合併消滅会社が事前開示事項として備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録された事項
株式会社ビーティスの事前開示書面は別紙のとおりです。
6. 吸収合併に関する変更の登記をした日
2024年7月1日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

2024年2月26日

株式会社ビーティス

2024年2月26日
東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号
株式会社ビーティス
代表取締役社長 佐藤 仁

吸収合併にかかる事前開示書類
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

当社は、2024年2月26日付けで、株式会社ユニリタとの間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社ユニリタを吸収合併存続会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1の吸収合併契約書の通りです。

2. 合併対価の相当性及びその参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社に関する事項

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象については、該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社に関する事項

吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象については、該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社いずれについても、本吸収合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事象は現在のところ予測されておらず、本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。以上の点に加え、吸

取合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、吸収合併存続会社の負担する債務については、本吸収合併の効力発生日以降も債務の履行に支障はないと見込んでおります。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じた時は、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

吸 収 合 併 契 約 書

吸収合併契約書

株式会社ユニタ（以下「甲」という。）と株式会社ビーティス（以下「乙」という。）は、2024年2月26日付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をする。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号 株式会社ユニタ

住所 東京都港区港南二丁目15番1号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社ビーティス

住所 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号

第3条（合併対価）

甲は乙の発行済株式すべてを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる甲の株式等は交付しない。

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年7月1日とする。ただし、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会）

1. 甲は、会社法796条2項に基づき、本契約について同法795条1項に定める株主総会の決議を得ることなく本合併を行うものとする。

2. 乙は、会社法784条1項に基づき、本契約について同法783条1項に定める株主総会の決議を得ることなく本合併を行うものとする。

第6条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつ

て各業務を遂行し、かつ、財産の管理を行なう。

第7条（本契約条件の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは本合併を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意により、本合併の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議し合意により、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が1通を保有し、写しを乙が保有する。

2024年2月26日

甲： 東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社ユニリタ
代表取締役 北野 裕行

株式会社
ユニリタ

乙： 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号
株式会社ビーティス
代表取締役 佐藤 仁

株式会社
ビーティス